

書籍訂正情報
2025年版
イチから身につく
社労士 合格のトリセツ
基本テキスト

(2024/11/18 現在)

弊社が出版いたしました書籍「2025年版 イチから身につく 社労士 合格のトリセツ 基本テキスト」におきまして以下の訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、書籍の訂正をお願いいたします。

・ 2024/11/18 更新分… p.1～4

【2024/11/18 更新分】

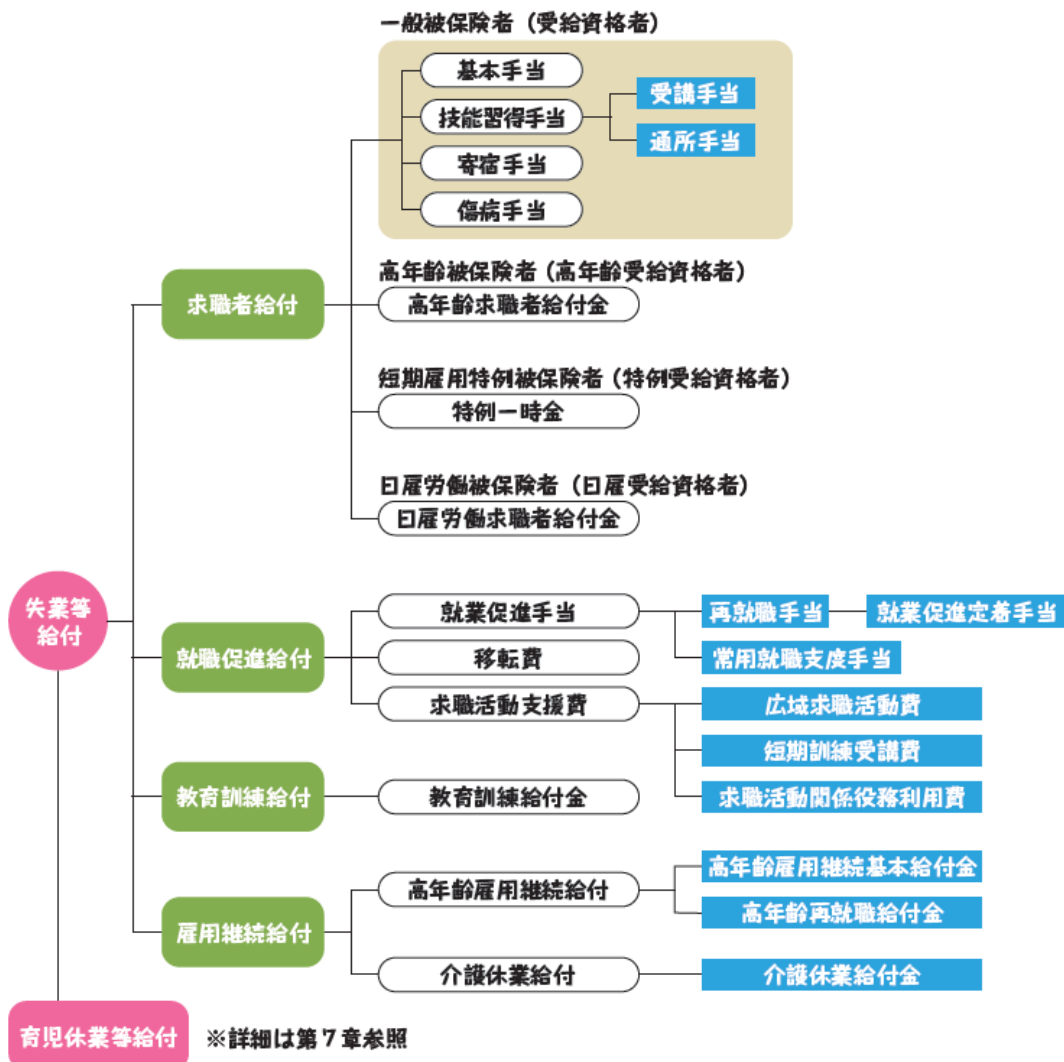
第①分冊 労働科目

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P204 [条文]	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

条文**雇用保険法第1条**

雇用保険は、労働者が**失業★1**した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な**給付**を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合並びに労働者が子を養育するための休業及び**所定労働時間を短縮することによる就業**をした場合に必要な**給付**を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、**求職活動を容易にする等その就職を促進し**、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P204 全給付の体系図	下記に差し替え (※図から「就業手当」を削除)



	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P245 [2]高年齢雇用 継続給付金の額 本文6行目	…、みなし賃金日額に30を 乗じて得た額の <u>61%</u> 未満で あるとき」です。	…、みなし賃金日額に30を 乗じて得た額の <u>64%</u> 未満で あるとき」です。
改正	P246 [過去問チャレン ジ] 解答・解説 2行目	…、みなし賃金日額に30を 乗じて得た額の <u>100分の61</u> に相当する額未満であると きは、…	…、みなし賃金日額に30を 乗じて得た額の <u>100分の64</u> に相当する額未満であると きは、…
改正	P248 [3]高年齢再就 職給付金の額 本文5行目	…、「1支給対象月に支払わ れた賃金の額が、賃金日額に 30を乗じて得た額の <u>61%</u> 未満であるとき」です。	…、「1支給対象月に支払わ れた賃金の額が、賃金日額に 30を乗じて得た額の <u>64%</u> 未満であるとき」です。

第③分冊 一般常識科目

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P119 [過去問チャレンジ] 解答・解説 1行目～2行目	…、原則として、毎年 <u>2月、6月及び10月の3期</u> に、それぞれの前月までの分を支払うこととされています。	…、原則として、毎年 <u>2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期</u> に、それぞれの前月までの分を支払うこととされています。

以上